

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院における移送及び入院の手續並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講ずること。

第二 改正の要点

一 精神医療審査会の委員の構成に関する事項

精神医療審査会の委員の構成について、その他の学識経験を有する者に替えて、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を規定すること。（第十三条第一項及び第十四条第二項関係）

二 保護者の制度の廃止に関する事項

精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止すること。（第五章第一節等関係）

三 医療保護入院の整備等に関する事項

1 医療保護入院の入院の手續に関する事項

(一) 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとする。 （第三十三条第一項及び第二項関係）

(二) 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められ、かつ、精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとする。 （第三十三条第三項関係）

2 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置に関する事項

(一) 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退

院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないものとする。 (第三十三条の四関係)

(二) 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると思えられる場合には、これらの者に対して、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると思えられる者 (以下「地域援助事業者」という。) を紹介するよう努めなければならないものとする。 (第三十三条の五関係)

(三) 精神科病院の管理者は、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならないものとする。 (第三十三条の六関係)

3 医療保護入院の移送に関する事項

(一) 都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められる場合に、精神障害者の家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を都道府県知事が指定する精神科病院に移送することができるものとする。 (第三十四条第一項関係)

(二) 都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められ、かつ、精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を都道府県知事が指定する精神科病院に移送することができるものとする。 (第三十四条第二項関係)

4 退院等の請求に関する事項

精神科病院に入院中の者の家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）が、都道府県知事に対し

、その者の退院等の請求をすることができるものとする。 (第三十八条の四関係)

四 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の策定に関する事項

厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならないものとする。 (第四十一条関係)

五 後見等に係る体制の整備に関する事項

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第五十一条の十一の三関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。ただし、第二の一については、平成二十八年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第八条関係)

三 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。